

経済水道委員会

説明資料

名古屋城天守閣木造復元
市民向け説明会の総点検について

令和6年6月18日
観光文化交流局

目 次

頁

1	名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会に係る検証報告書の増補箇所……	1
2	市長報告後における令和6年5月31日経済水道委員会説明資料の修正箇所 ……	3

(添付資料)

名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会に係る検証報告書（増補版）

1 名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会に係る検証報告書の増補箇所

(1) 令和5年度名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要及び取扱い

ア 概要

時 期	名 称	内 容	開催 日数	会場 数	参加者 数
令和 5年度	討論会	・講演 ・整備概要の説明 ・討論 等	日 1	会場 1	人 36

イ 取扱い

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会については、一部の参加者から他の参加者に対する差別発言がなされ、その場にいた職員が発言の制止や注意喚起などの適切な対応を行わなかったという事案が発生したことを受け、人権擁護の観点から「『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証委員会」による検証が進められている。当局は、その検証を受ける立場であり、その最終報告が出た段階で局としての総括をする考えであるため、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会については、今回の検証の調査対象とはしていない

(2) ヒアリング調査

ア 概要

令和6年5月31日経済水道委員会所管事務調査における質疑を踏まえ、追加のヒアリング調査を実施

イ 調査員

名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会検証部会開催要綱第4条第6項の規定に基づき指名された倫理監（局長）、監理主幹（総務課長）及び監理主査（課長補佐（庶務））

ウ 対象者

(単位：人)

区 分	人 数
平成28年度から令和4年度当時の局担任の副市長	4
平成28年度から令和4年度当時の市長特別秘書	2

エ 調査結果

公平性・公正性に疑念を抱かせるような事項は新たに確認されなかった

(3) 調査報告書における「答弁調整」という用語について

- ・調査報告書において使用している「答弁調整」という用語は、市当局が答弁を作成するのに際し、議員の質問意図や問題意識を的確に把握したうえで、市当局の内部において行われる一連の議論・検討を指すものである
- ・「答弁調整」という用語が、市当局と議員との間で質問・答弁の調整が行われるものとの誤った認識を市民に与える可能性に鑑みると、当該箇所については、「答弁作成」という表現を用いることがより適切であると考え

2 市長報告後における令和6年5月31日経済水道委員会説明資料の修正箇所

(1) 「5 ヒアリング結果を踏まえた分析及び評価」 (4) 平成30年度におけるやり取りに際しての双方の認識

区 分	内 容
修正前	市長は、幅広く意見を聞くために賛成派を呼ぶこと自体を悪いことであるとは捉えておらず、「本人の意見と異なる意見を捏造すること」がいわゆるサクラであり、そのことは絶対にいけないし、やっていないと証言している
修正後	市長は、採決したり決定したりする場合は別だが、誰でも参加することができる市民向け説明会において、賛成の人に来てもらうことは悪いことではないと考えていた。こちらの意に沿う意見をしゃべってもらう、意見を捏造することがサクラであり、それは絶対にやっていないと証言している

(2) 「6 結論」

区 分	内 容
修正前	一方の当事者である市長にも事情を確認すべきであった
修正後	また、答弁は職員からの聞き取り結果に基づいて調整されたが、それのみでは正確な事実が伝わらない可能性があることに鑑み、適正を期す手続きとして、一方の当事者である市長にも事情を確認すべきであった